

令和3年度

仕 様 書

駒岡清掃工場消防設備及び防災管理点検業務

札幌市環境事業部駒岡清掃工場

仕 様 書

1 業務名

駒岡清掃工場消防設備及び防災管理点検業務

2 業務履行場所

札幌市南区真駒内 602 番地

駒岡清掃工場、駒岡破碎工場、管理棟、委託詰所等

3 業務概要

(1) 消防設備点検（機器及び総合点検）

消防設備の正常な動作を維持するため、消防法令及び関係法令に基づいて法定点検を行う。

(2) 防災管理点検

消防法第 36 条に基づき火災以外の災害による被害軽減のため、防災管理者は、防災管理に係わる消防計画作成、避難訓練及び防災管理上必要な業務の実施に加えて、建築物等の防災管理対象物においては、防火管理者の業務も行うよう定められており、関係法令に基づいて行う点検である。

4 業務履行期間及び点検時期

(1) 履行期間

契約の日から令和 4 年 3 月 3 0 日迄とする。

(2) 点検時期

概ね次のとおりとするが、詳細は委託者と協議して決定する。

ア	消防設備機器点検	9 月頃
イ	消防設備総合点検（機器点検含）	3 月頃
ウ	防災管理点検	〃

5 提出図書

(1) 着手時に提出するもの

- ア 業務着手届
- イ 業務責任者通知書（経歴書、健康保険証等の写し添付）
- ウ 防災管理点検資格者免状（写）
- エ 業務工程表

(2) 点検時に提出するもの

- ア 業務従事者名簿及び消防設備士、第 1・2 種消防設備点検資格免許証（写）

(3) 業務完了時に提出するもの

- ア 業務完了届
- イ 業務報告書（業務写真含）

6 業務対象設備概要

（１）消防設備点検

ア 工場棟

- （ア）構 造 RC、SRC、S 造り 地下 2 階、地上 7 階
- （イ）延床面積 1 8, 6 8 8. 1 m²
- （ウ）竣工年 昭和 6 0 年 1 1 月

イ 管理棟（豊平・南清掃事務所含む）

- （ア）構 造 RC 造り 地上 3 階
- （イ）延床面積 2, 2 4 9. 6 8 m²
- （ウ）竣工年 昭和 6 0 年 1 1 月

ウ 豊平・南清掃事務所委託詰所

- （ア）構 造 鉄骨サイディング造 地上 2 階
- （イ）延床面積 1 4 7. 7 m²
- （ウ）竣工年 平成 8 年 1 0 月

エ 豊平・南清掃事務所車庫

- （ア）構 造 鉄骨造 平屋一部 2 階
- （イ）延床面積 1 0 0 3. 3 m²
- （ウ）竣工年 昭和 6 0 年 1 1 月

オ 豊平・南清掃事務所油庫

- （ア）構 造 RC 造り 平屋
- （イ）延床面積 9. 6 m²
- （ウ）竣工年 昭和 6 0 年 1 1 月

カ 破砕工場

- （ア）構 造 RC 造り 地下 2 階、地上 4 階
- （イ）延床面積 1 1, 5 1 3. 6 3 m²
- （ウ）竣工年 昭和 6 1 年 7 月

（２）防災管理点検

- ア 工場棟 同上
- イ 管理棟 同上
- ウ 豊平・南清掃事務所委託詰所 同上
- エ 豊平・南清掃事務所車庫 同上
- オ 破砕工場 同上

7 業務内容

（１）業務目的

- ア 本業務は、防災設備について専門的見地から点検等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、故障・不

具合を防止し、災害時における機能発揮に支障がない状態に資することを目的とする。

イ 「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく告示等に定める消防用設備等の法定点検並びにその結果に応じた保守を実施すること。

(2) 点検及び保守

ア 点検の基準、期間及び結果報告書の作成は、表－１によるほか、消防用設備等の点検の基準及び点検結果報告書等について定める消防庁告示を遵守し適切に実施すること。

イ 点検は、資機材の搬送、足場の固定等の補助的な内容を除き、表－１に定める資格を有する者が行うものとする。

ウ 点検にあたり、他の消防用設備等の範囲と重複する場合は、当該消防用設備等の点検実施者と連携を図り行うものとする。

エ 点検の実施にあたっては、施設管理者と十分に協議を行い、利用者等に対する危害防止を図るものとする。

表－１ 消防用設備等の種類別の点検資格、点検周期

消防用設備等の種類			点検資格		点検周期	
			消防設備士 (甲種・乙種)	消防設備 点検資格者	機器 点検	総合 点検
消 防 の 用 に 供 す る 設 備	消火 設備	消火器具	第 6 類	第 1 種	6 ヶ月	1 年
		屋内消火栓設備	第 1 類			
		屋外消火栓設備				
		水噴霧消火設備				
		粉末消火設備	第 3 類			
	警報 設備	自動火災報知設備	第 4 類	第 2 種	6 ヶ月	1 年
		非常警報装置	第 4 類 第 7 類			
	避難 設備	誘導灯及び誘導標識	第 4 類 第 7 類 ^(注 1)	第 2 種	6 ヶ月	1 年

消火活動上 必要な施設	連結送水管	第1類 第2類	第1種	6ヶ月	1年
	連結散水設備				
	非常コンセント設備	第4類 第7類	第2種		
消防用水	防火水槽	第1類 第2類	第1種	6ヶ月	1年

注1) 第4類(甲種・乙種)又は第7類(乙種)のうち、電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者

(3) 消防設備点検

下記消防設備の法定点検作業を行うこと。点検作業中に見つかった改善を要する設備については委託者に報告し、協議のうえ対応すること。

ア 清掃工場(管理棟含)

(ア) 消火器具

- ・加圧式粉末小型消火器 10本
- ・蓄圧式粉末小型消火器 114本
- ・加圧式粉末大型消火器 2本
- ・蓄圧式粉末大型消火器 5本
- ・移動式粉末消火設備(薬剤質量33kg) 4本

※管理棟1階 豊平・南清掃事務所は別項参照

(イ) 屋内消火栓設備

- ・加圧送水装置(型式 100MSF5 522) 1組
- ・操作盤 1面
- ・直接起動装置 1個
- ・呼水装置 1組
- ・表示灯 6灯
- ・音響装置 1組
- ・表示盤 1面
- ・水源 1組
- ・消火栓箱(総合盤一体型) 36組
- ・放水試験(総合点検時) 1式

(ウ) 屋外消火栓設備

- ・加圧送水装置(型式 100MSF5 522) 1組
- ・操作盤 1面
- ・直接起動装置 1個
- ・呼水装置 1組
- ・表示灯 6灯
- ・音響装置 1組

・表示盤	1 面
・水源（屋内消火栓設備と共用）	
・消火栓箱（総合盤一体型）	5 組
・放水試験（総合点検時）	1 式
（エ）消防用水	
・採水口（壁埋設型ネジ式）	2 箇所
・標識	2 枚
（オ）粉末消火設備	
・粉末タンク	2 基
・加圧用窒素容器	2 基
・起動用ガス容器	2 個
・起動用操作箱	4 個
・薬剤点検	1 式
・音響装置	4 組
・連動盤（4 回線）	1 面
・表示盤	1 面
・電源装置	1 組
・圧力スイッチ	4 個
・放出表示灯箱	5 個
・選択弁	4 個
・作動試験	1 式
（カ）自動火災報知設備	
・受信機 R 型 72 回線（型式 RXN-511-J2）	1 面
・副受信機壁掛型 126 回線（NRPS-01B-1 DC）	1 面
感知器	
・差動分布型感知器	32 個
・差動式スポット型感知器	6 個
・定温式スポット型感知器	294 個
・煙感知器（光電式、イオン式）	227 個
総合盤（消火栓箱一体型）	
・P 型 1 級発信機	41 個
・音響装置	41 個
・表示灯	41 灯
表示灯(単独設置)	
・表示灯	1 灯
（キ）非常警報設備	
・非常放送設備（型式 EM-518VD）	1 台
・増幅器（型式 EM-A244 480W）	1 台
・音量調整器	1 個
・起動装置	1 個
・常用電源	1 組

・予備電源	1 組
・スピーカ	113 個
(ク) 誘導灯及び誘導標識	
・避難口誘導灯	70 灯
・通路誘導灯	42 灯
・誘導標識	3 枚
(ケ) 連結送水管	
・送水口 (スタンド型双口差込式)	3 組
・放水口 (屋内消火栓組込)	11 組
(コ) 連結散水設備	
・送水口 (スタンド型双口差込式)	3 組
・散水ヘッド	52 個
(サ) 非常コンセント設備	
・3 相 200 v (消火栓箱一体型)	7 個
・単相 100 v (消火栓箱一体型)	7 個
イ 豊平・南清掃事務所 (管理棟 1 階)	
(ア) 消火器具	
・蓄圧式粉末小型消火器	8 本
(イ) 屋内消火栓設備	
・加圧送水装置 (清掃工場と兼用)	
・消火栓箱 (総合盤含)	2 組
(ウ) 自動火災報知設備	
受信機	
・P 型 1 級壁掛型 3/4 回線 (型式 PR-1NK)	1 面
・表示灯	4 灯
・音響装置	1 個
・消火栓起動装置	1 個
・常用電源	1 組
・非常電源	1 組
感知器	
・差動式スポット型 感知器	3 個
・定温式スポット型 感知器	4 個
・煙感知器 (光電式、イオン式)	17 個
総合盤 (消火栓箱一体型)	
・P 型 1 級発信機	2 個
・音響装置	2 個
・表示灯	2 灯
(エ) 誘導灯及び誘導標識	
・避難口誘導灯	5 灯
・通路誘導灯	1 灯

ウ 豊平・南清掃事務所委託詰所		
(ア) 消火器具		
・蓄圧式粉末小型消火器	5 本	
(イ) 自動火災報知設備		
・音響装置	2 個	
・表示灯	2 灯	
エ 豊平・南清掃事務所車庫		
(ア) 消火器具		
・蓄圧式粉末小型消火器	11 本	
(イ) 誘導灯及び誘導標識		
・避難口誘導灯	1 灯	
オ 豊平・南清掃事務所油庫		
(ア) 消火器具		
・蓄圧式粉末小型消火器	2 本	
カ 駒岡破碎工場		
(ア) 消火器具		
・加圧式粉末小型消火器	1 本	
・蓄圧式粉末小型消火器	51 本	
・蓄圧式粉末大型消火器	6 本	
(イ) 粉末消火設備		
・移動式粉末消火設備 薬剤 33 k g	2 基	
(ウ) 屋内消火栓設備		
・加圧送水装置 (清掃工場と兼用)		
・消火栓 (総合盤含)	7 組	
(エ) 屋外消火栓設備		
・加圧送水装置 (清掃工場と兼用)		
・消火栓 (総合盤含)	5 組	
(オ) 水噴霧消火設備		
・加圧送水装置 (型式 150MSF2M530A)	1 組	
・操作盤	1 面	
・直接起動装置	1 組	
・呼水装置	1 組	
・表示灯	6 灯	
・音響装置	1 個	
・表示盤	1 面	
・水源	1 組	
・放水銃 旭興業(株)製 RM-6552	3 台	

・送水口	(スタンド型双口差込式)	1組
(カ) 消防用水		
・採水口	(スタンド型双口差込式)	1箇所
・標識		1枚
(キ) 自動火災報知設備		
受信機		
・P型1級自立型	47/60回線(型式 1PV0-nY)	1面
・表示灯		60灯
・音響装置		1個
・消火栓起動装置		1個
・常用電源		1組
・非常電源		1組
感知器		
・差動分布型	感知器	72個
・差動式スポット型	感知器	34個
・定温式スポット型	感知器	116個
・煙感知器	(光電式、イオン式)	104個
総合盤(消火栓箱一体型)		
・P型1級発信機		12個
・音響装置		12個
・表示灯		12灯
総合盤		
・P型1級発信機		13個
・音響装置		13個
・表示灯		13灯
・音響装置(単独)		5個
(ク) 非常警報設備		
・非常放送設備	(型式 EM-518VD)	1台
・増幅器	(型式 EM-A083EM-A163 240w)	1台
・スピーカ		50個
・音量調整器		1個
・起動装置	(押しボタン)	1個
・常用電源		1組
・予備電源		1組
(ケ) 誘導灯及び誘導標識		
・避難口誘導灯		25灯
・通路誘導灯		4灯
・誘導標識		3枚
(コ) 連結送水管		
・送水口	(スタンド型双口差込式)	2組

・放水口（屋内消火栓組込）	4組
(サ) 連結散水設備	
・送水口（スタンド型双口差込式）	4個
・散水ヘッド	44個
(シ) 非常コンセント設備	
・3相 200v	1個
・単相 100v	1個
・表示灯	1灯
・総合点検時配線点検	1式

(4) 防災管理点検

- ア 防災管理点検票（別紙）に定める点検項目を点検基準（消防法施行規則 51 条の 14）に基づいて点検すること。
- イ 点検の際、防災管理上問題のある事項については委託者に報告し、協議のうえ対応すること。また、その旨を点検票（その 1）の「備考」欄に記入すること。
- ウ 防災管理維持台帳により消防計画における点検等の状況について確認すること。
- エ 消防計画の内容が防災管理対象物の実態に適合していないと認める場合は、委託者に計画の変更を助言するとともに、その旨を点検票（その 2）及び（その 3）の「状況及び処置内容」欄に記入すること。

8 業務実施における一般事項

- (1) 仕様書に示す点検を実施し、その結果の報告書を提出すること。粉末消火器の充填取替（交換指示を含む）及び点検により行った交換部品等があった場合、写真を添付すること。写真は、作業前、作業中、作業後は必ず撮影することとし、点検対象以外でも異常を発見した場合には、本市の指定する職員に報告すること。

本業務で実施した消火器の交換（交換指示分を含む）や点検により発生した部品の費用に関しては担当者と協議し別途請求することとする、また、交換等により発生した消火器本体や部品は受託者の責任により処分を行うこと。なお処分に必要な費用に関しては、担当者と協議し別途請求することとする。

(2) 保守の範囲

仕様書に示す点検の結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

- ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃を実施すること
- イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合は調整すること
- ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合は、増締めすること

- エ 次に示す消耗部品の交換又は補充をすること
 - (ア) 潤滑油、グリス、充填油
 - (イ) ランプ類、ヒューズ類
 - (ウ) パッキン、ガスケット、Ｏリング
- オ 接触部分、回転部分等への注油
- カ 軽微な塗装
- (3) 受託者の負担の範囲
 - ア 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等は、業務に支障ないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。
 - イ 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。
 - ウ 保守に必要な消耗部材、材料、油脂等は、受託者の負担とする。
 - エ 特記仕様書に基づく保守以外の整備が必要な場合の使用部品は、委託者の負担とする。なお、これに係る作業費は委託の範囲とする。
- (4) ダイオキシン類ばく露対策
 - 当工場はダイオキシン類のばく露対策が必要となる。工場内の管理区域では管理レベルに合った保護具を着用すること。保護具の区分は、レベル
 - 1 防塵マスク（取替式）とし、受託者にて用意し作業を行うこと。詳細は契約締結後、担当者と打ち合わせを行うこと。

9 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項については、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部平成 30 年度版）」による。
- (2) 本業務の履行に当たっては、環境負荷の低減に努めること。
- (3) 本業務の履行において、事故等が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに委託者へ報告すること。
- (4) 本業務に係り、委託者が示す地域以外への立ち入りを禁じます。
- (5) 業務期間中に不具合が発生した場合、委託者の要請に速やかに対応出来る体制を確保すること。
- (6) 施設内に配置している消火器等消防機器および消防設備については、適正な数量と配置・性能のものが設備されているか確認の上、過不足が確認された場合には、適正な数量等について委託者に書類を以て報告すること。
- (7) 本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者との協議によるものとする。
- (8) 工場の敷地内（駐車場での車両内含む）における喫煙は禁止とする。
- (9) 本業務の履行においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (10) 新型コロナウイルスの感染予防対策として、業務中はアルコール消毒液等による手指消毒やマスク着用など、感染予防を徹底するとともに、作業従事者等の健康管理に留意すること。